

# 半田市家庭系ごみ有料化実施計画



平成 30 年度半田市環境保全ポスターコンクール最優秀作品

令和2年（2020年）1月

半田市

## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1. 家庭系ごみ有料化導入の背景         |    |
| （1）国の動向                  | 1  |
| （2）半田市における経緯             | 1  |
| （3）ごみ処理の状況               | 2  |
| （4）ごみ減量化・資源化の取組状況        | 4  |
| （5）ごみ処理経費                | 5  |
| （6）ごみ処理の広域化              | 6  |
| （7）有料化実施状況               | 7  |
| 2. 家庭系ごみ有料化導入の目的と期待される効果 | 9  |
| 3. 家庭系ごみ有料化の制度内容         |    |
| （1）実施時期                  | 10 |
| （2）有料化の対象                | 10 |
| （3）手数料負担の仕組み             | 11 |
| （4）手数料の設定                | 11 |
| （5）新しい指定ごみ袋              | 13 |
| （6）手数料の免除                | 14 |
| （7）手数料収入の使途              | 14 |
| （8）現在の指定ごみ袋の取扱い          | 15 |
| 4. 円滑な実施に向けた取り組み         |    |
| （1）市民への周知啓発の徹底           | 16 |
| （2）不法投棄・不適正排出対策          | 17 |
| （3）有料化に併せて実施する施策         | 17 |
| （4）評価と見直し                | 18 |
| 5. 事業系ごみの減量に向けた取り組み      | 18 |

## 1. 家庭系ごみ有料化導入の背景

### (1) 国の動向

環境省は、平成 17 年 5 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正しました。この改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記述が追加され、国の方針として家庭系ごみ有料化を推進することが明確化されています。

また、市町村がごみの有料化の導入や制度内容を見直す際の参考とするべく「一般廃棄物処理有料化の手引き」を平成 19 年 6 月に作成（平成 25 年 4 月に改定）し、市町村の家庭系ごみ有料化を国全体の施策の方針として示しています。

### (2) 半田市における経緯

本市はこれまで「半田市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、天然資源の保全や環境負荷を低減する「循環型社会」の実現に向けて、3R（リデュース[発生抑制]・リユース[再使用]・リサイクル[再生利用]）に取り組むなど、様々なごみ減量施策を推進してきましたが、未だ十分な減量化・資源化の達成に至っていません。

また、新たな広域ごみ処理施設「知多南部広域環境センター」の令和 4 年 4 月の稼働に向けて、より一層のごみ減量に取り組む必要があります。

こうした状況の中、平成 29 年度から「半田市ごみ減量推進懇談会」においてご意見をいただきながら、家庭系ごみ有料化の導入に向けた検討を進めてきました。懇談会におけるご意見やご提案を踏まえ、平成 31 年 3 月に「半田市家庭系ごみ有料化に向けた基本方針」を作成しました。

基本方針をもとに、計画段階において市民の皆さまのご意見をお聞きする機会として、「家庭系ごみ有料化に向けた地域意見交換会」を令和元年 6 月から 8 月にかけて全 14 回開催し、多くのご意見をお寄せいただきました。意見交換会でいただいたご意見を踏まえ、有料化に向けて具体的な実施内容をまとめたものがこの計画です。

### (3) ごみ処理の状況

市で処理するごみ（一般廃棄物）は、家庭生活から生じる家庭系ごみと事業活動から生じる事業系ごみに分けられます。

事業系ごみ排出量は、景気の動向等に左右されるものの、近年は横ばいで推移しています。家庭系ごみ排出量も、ほぼ横ばいで、減量が進んでいない状況です。

愛知県が実施している平成 29 年度一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、半田市の家庭系ごみの排出量は 1 人 1 日あたり 575 g で、県内市町村の平均 517 g と比較して 58 g 多い状況です。これは県内 54 市町村のうち 42 番目と、県内でもごみ量が多い状況にあります。

有価資源回収量は年々減少しています。また、市が毎年実施しているごみ分析調査からは、家庭系ごみの中に再生利用可能な資源が多く含まれていることがわかっています。資源分別の徹底により、ごみ減量に取り組む必要があります。

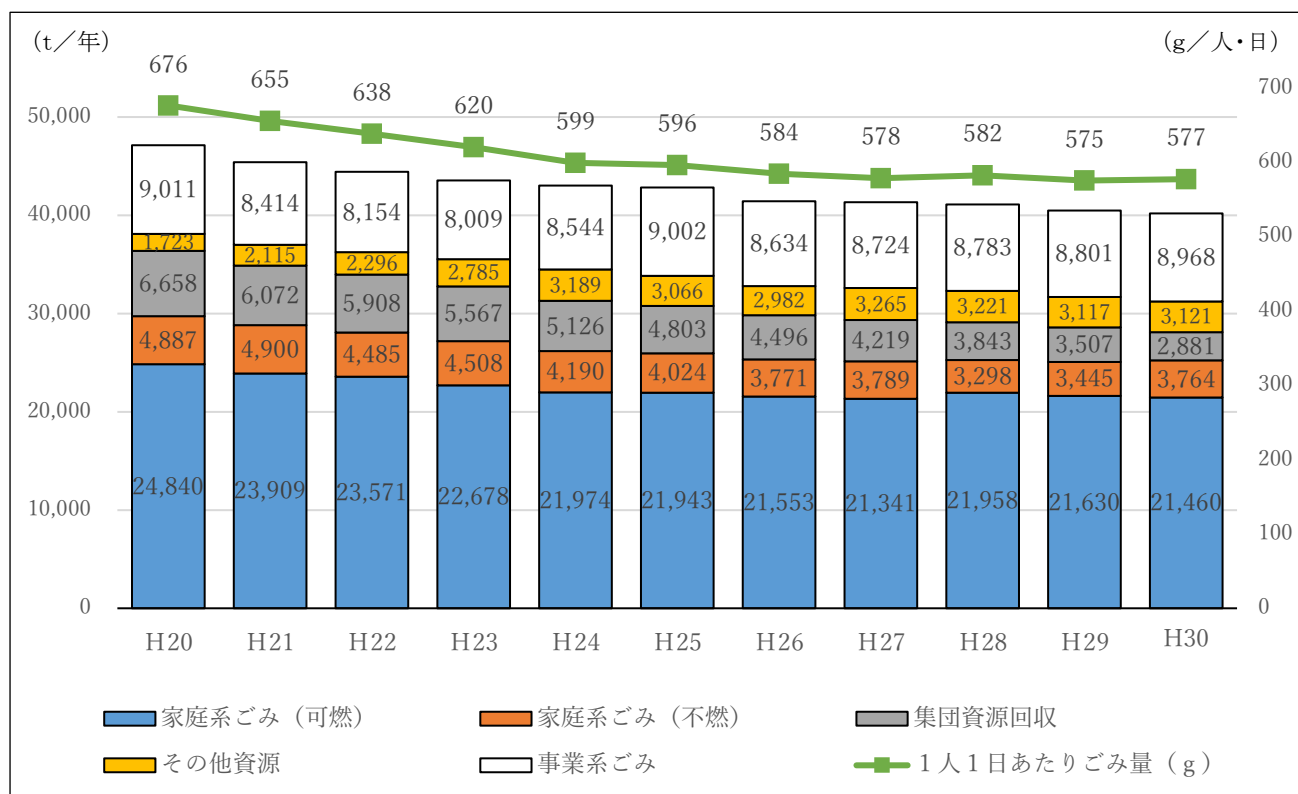


図 1 家庭系ごみ・事業系ごみ量の推移

表１ 家庭系ごみ・事業系ごみ処理量の推移

(単位：t)

| 区分     | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家庭系ごみ  | 38,108 | 36,996 | 36,260 | 35,538 | 34,479 | 33,836 | 32,802 | 32,614 | 32,320 | 31,699 | 31,226 |
| 可燃ごみ   | 24,840 | 23,909 | 23,571 | 22,678 | 21,974 | 21,943 | 21,553 | 21,341 | 21,958 | 21,630 | 21,460 |
| 不燃ごみ   | 4,887  | 4,900  | 4,485  | 4,508  | 4,190  | 4,024  | 3,771  | 3,789  | 3,298  | 3,445  | 3,764  |
| 集団資源回収 | 6,658  | 6,072  | 5,908  | 5,567  | 5,126  | 4,803  | 4,496  | 4,219  | 3,843  | 3,507  | 2,881  |
| その他資源  | 1,723  | 2,115  | 2,296  | 2,785  | 3,189  | 3,066  | 2,982  | 3,265  | 3,221  | 3,117  | 3,121  |
| 事業系ごみ  | 9,011  | 8,414  | 8,154  | 8,009  | 8,544  | 9,002  | 8,634  | 8,724  | 8,783  | 8,801  | 8,968  |

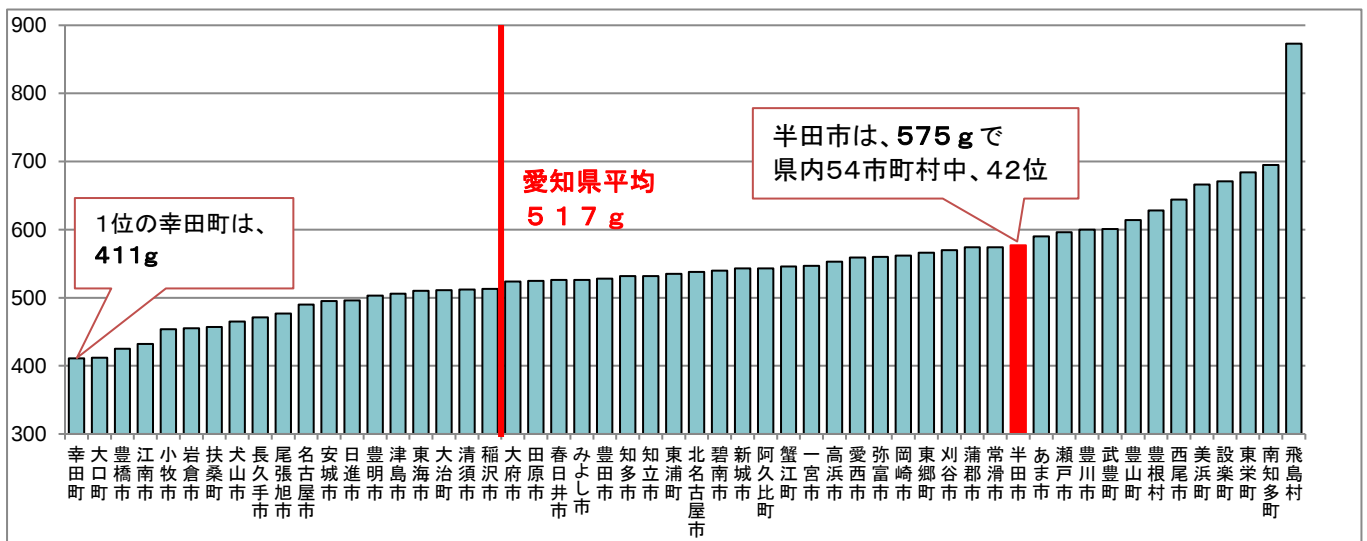
表２ 収集ごみに含まれる資源の混入率（半田市ごみ分析調査より）

(単位：t)

|     | 可燃     |       |       | 不燃    |       |       | 可燃＋不燃  |       |       |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|     | 排出量    | 資源混入率 | 資源混入量 | 排出量   | 資源混入率 | 資源混入量 | 排出量    | 総混入率  | 資源混入量 |
| H26 | 21,111 | 13.0% | 2,744 | 2,411 | 38.0% | 916   | 23,522 | 15.6% | 3,660 |
| H27 | 20,895 | 10.4% | 2,173 | 2,390 | 46.7% | 1,116 | 23,285 | 14.1% | 3,289 |
| H28 | 20,586 | 19.1% | 3,932 | 2,250 | 47.7% | 1,073 | 22,836 | 21.9% | 5,005 |
| H29 | 20,558 | 20.3% | 4,173 | 2,116 | 74.3% | 1,572 | 22,674 | 25.3% | 5,745 |
| H30 | 20,596 | 19.9% | 4,099 | 2,044 | 75.1% | 1,535 | 22,640 | 24.9% | 5,634 |

※上記数値は、半田市が毎年実施しているごみ分析調査（サンプル調査）における資源混入率を基に、ステーションに排出されたごみ量全体に対して資源混入量を試算したもの。

(単位：g)



資料：平成29年度 一般廃棄物処理事業実態調査結果

図2 県内市町村 1人1日あたり家庭ごみ排出量

(4) ごみ減量化・資源化の取組状況

表3 半田市のごみ減量化・資源化への主な取り組み

| 施 策 等                       | 開始時期    | 内 容                                                                                    |
|-----------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 集団回収奨励交付金の交付                | 昭和 57 年 | 集団資源回収に対し報償金を交付<br>空きびん回収事業(昭和 62 年度)<br>アルミ缶・スチール缶の回収事業 (平成元年度)<br>紙パック回収事業 (平成 2 年度) |
| 使用済乾電池、拠点回収事業               | 昭和 59 年 | 市内各公民館を始めとする公共施設などに専用回収箱を設置し回収                                                         |
| 生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)設置奨励補助金の交付 | 昭和 61 年 | 1 世帯につき、2 容器まで<br>1 容器について購入金額の 3 分の 2 (限度額 6,000 円)の補助                                |
| 食用油リサイクル粉石けん製造機の購入          | 平成 5 年  | 希望する市民対象<br>リサイクル粉石けん製作体験教室を実施                                                         |
| アスパ(発酵合成型有機肥料)の配布           | 平成 7 年  | 米ぬか、もみ殻、糖蜜に EM 菌(有効微生物群)の培養液を混和し、発酵、乾燥させたもの<br>公共施設 23 か所で配布(令和元年 10 月現在)              |
| 指定ごみ袋制度導入                   | 平成 8 年  | 燃やせるごみを対象に指定ごみ袋制度を導入                                                                   |
| ペットボトル、拠点回収事業               | 平成 9 年  | 区単位で回収拠点を設置、市内を 4 分割し毎月 2 回、専用容器を設置して白色トレイとともに回収                                       |
| 白色トレイ、拠点回収事業                | 平成 11 年 | 区単位で回収拠点を設置、市内を 4 分割し毎月 2 回、専用容器を設置してペットボトルとともに回収                                      |
| 生ごみ処理機設置奨励補助金の交付            | 平成 11 年 | 1 世帯につき、1 基まで<br>1 基について購入金額の 3 分の 2 (限度額 6,000 円)の補助                                  |
| 生ごみ堆肥化容器(アスパ容器)設置奨励補助金の交付   | 平成 17 年 | 1 世帯につき、2 容器まで<br>1 容器について購入金額の 3 分の 2 (限度額 6,000 円)の補助                                |
| プラスチック製容器包装の分別回収            | 平成 18 年 | プラスチック製容器包装について、ペットボトルとともに、全ごみステーションで収集                                                |
| レジ袋の有料化                     | 平成 21 年 | 事業者、市民団体及び市で協定を締結<br>9 事業所 11 店舗(令和元年 10 月現在)                                          |
| 日曜リサイクル                     | 平成 22 年 | 毎週日曜日に資源をクリーンセンターで受入<br>※平成 27 年度から土曜日も拡大                                              |
| 廃食用油の分別回収                   | 平成 22 年 | 専用回収ボックスを設置<br>公共施設等 17 か所で回収(令和元年 10 月現在)                                             |
| ペットボトルキャップの分別回収             | 平成 22 年 | 専用回収容器を設置<br>公共施設 27 か所で回収(令和元年 10 月現在)                                                |
| 生ごみ処理機設置奨励補助金引上げ            | 平成 22 年 | 1 世帯につき、1 基まで<br>1 基について購入金額の 3 分の 2 (限度額 15,000 円)の補助                                 |
| 紙製容器包装等の分別回収                | 平成 23 年 | 紙製容器包装等について、全ごみステーションで収集                                                               |
| 指定資源回収袋制度導入                 | 平成 23 年 | 指定ごみ袋に加え、指定資源回収袋を導入                                                                    |
| 家具等リユース事業(もったいないバザール)       | 平成 23 年 | クリーンセンターに搬入された家具等粗大ごみの展示即売                                                             |
| 家庭用剪定枝粉碎機の貸出                | 平成 23 年 | 剪定枝粉碎機の無料貸出し                                                                           |
| 小型家電の分別回収                   | 平成 26 年 | 拠点回収、ボックス回収、宅配便回収                                                                      |
| 乾燥たい肥の受入                    | 平成 27 年 | 家庭の生ごみ処理機で処理した乾燥たい肥をクリーンセンターで受入れ、トイレトペーパーと交換                                           |
| 羽毛布団の分別回収                   | 平成 28 年 | クリーンセンターに搬入された羽毛布団を分別し資源化                                                              |
| ごみ分別アプリの導入                  | 平成 28 年 | ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入                                                                      |

## (5) ごみ処理経費

ごみ処理には多額の費用がかかります。平成 30 年度の家庭系ごみと事業系ごみの収集及び処理に係る費用は、約 10 億円です。ごみ処理費用の推移は、全国的には増加傾向ですが、半田市ではほぼ横ばいの状況です。

(単位：千円)

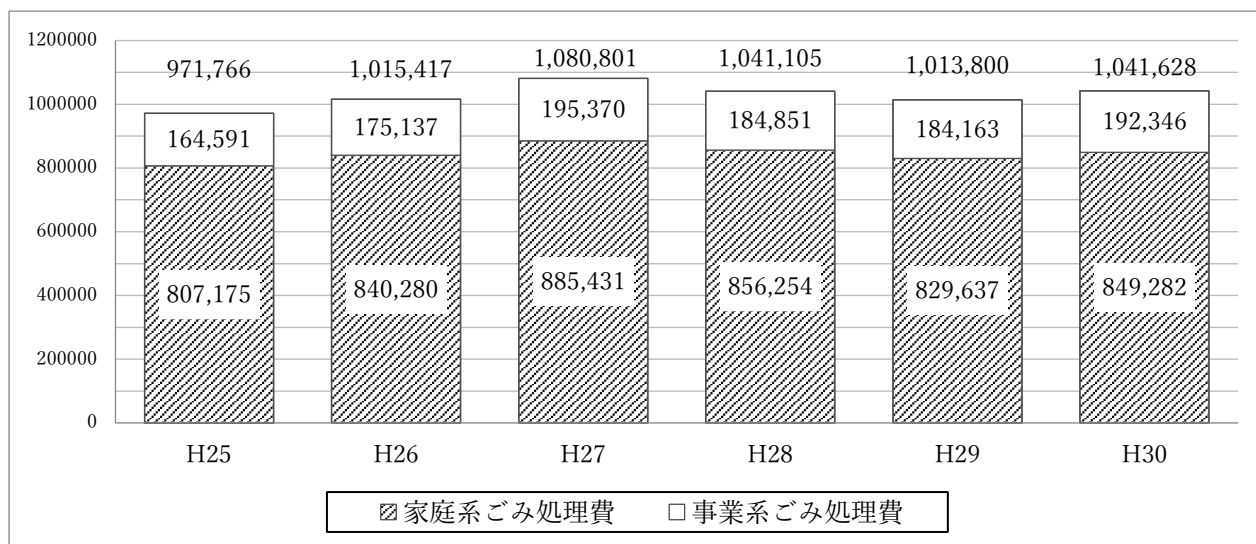


図 3 ごみ処理費の推移（臨時的経費及び資源物の処理経費を除く）

表 4 ごみ処理経費の内訳

| 区分            | H25     | H26       | H27       | H28       | H29       | H30       |
|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 家庭系ごみ処理費 (千円) | 807,175 | 840,280   | 885,431   | 856,254   | 829,637   | 849,282   |
| ごみ収集運搬費       | 322,088 | 332,300   | 322,657   | 324,703   | 304,938   | 308,276   |
| ごみ処理費 (収集分)   | 443,626 | 471,813   | 521,457   | 480,618   | 474,458   | 485,563   |
| ごみ処理費 (持込分)   | 41,019  | 35,746    | 40,825    | 50,470    | 49,718    | 54,928    |
| 粗大ごみ戸別収集分処理費  | 442     | 421       | 492       | 463       | 523       | 515       |
| 事業系ごみ処理費 (千円) | 164,591 | 175,137   | 195,370   | 184,851   | 184,163   | 192,346   |
| 合 計           | 971,766 | 1,015,417 | 1,080,801 | 1,041,105 | 1,013,800 | 1,041,628 |
| 家庭系ごみ量 (トン)   | 26,301  | 25,324    | 25,130    | 25,256    | 25,075    | 25,224    |
| 収集ごみ          | 24,053  | 23,521    | 23,285    | 22,836    | 22,674    | 22,639    |
| 持込ごみ          | 2,224   | 1,782     | 1,823     | 2,398     | 2,376     | 2,561     |
| 粗大ごみ戸別収集      | 24      | 21        | 22        | 22        | 25        | 24        |
| 事業系ごみ量 (トン)   | 8,924   | 8,731     | 8,724     | 8,783     | 8,801     | 8,968     |
| 1 トンあたり費用 (円) |         |           |           |           |           |           |
| 家庭系ごみ (全体)    | 30,690  | 33,181    | 35,234    | 33,903    | 33,086    | 33,670    |
| 家庭系ごみ (収集ごみ)  | 31,834  | 34,187    | 36,251    | 35,265    | 34,374    | 35,065    |
| 事業系ごみ         | 18,444  | 20,059    | 22,394    | 21,788    | 20,925    | 21,448    |

## (6) ごみ処理の広域化

本市のごみ処理は、現在、半田市クリーンセンターで行っていますが、令和4年4月からは、武豊町に新たに建設される「知多南部広域環境センター」で、半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町から排出されるごみを一括処理することになります。

この背景には、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策やリサイクル、適正なごみ処理を推進するため、ごみ処理の広域化を国が打ち出したことにあります。これを受けて、愛知県が「ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を13ブロックに区割りしました。その1つが知多南部地域です。

ごみ処理施設の広域化は、スケールメリットを活かし、施設建設及び運営コストの縮減も可能となることから、平成22年度に知多南部広域環境組合を設置し、ごみ焼却施設のあり方について検討を重ね、令和4年4月の稼働に向けて現在施設整備を進めています。

供用開始後の施設の運営費は、構成市町のごみ排出量（重さ）に応じて負担することとなっているため、更なるごみ減量を進める必要があります。

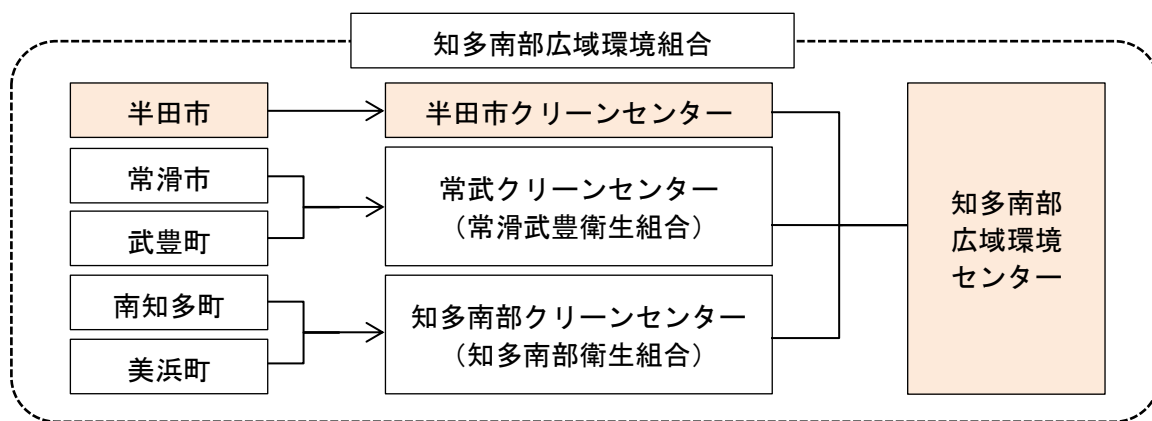


表5 広域化施設の概要

| 施設名称 | 知多南部広域環境センター         |                      |
|------|----------------------|----------------------|
| 所在地  | 知多郡武豊町字一号地11番地1地内    |                      |
| 処理施設 | 熱回収施設                | 不燃・粗大ごみ処理施設          |
| 処理能力 | 283 t / 24 h         | 14 t / 5 h           |
| 処理方法 | 全連続燃焼式焼却炉<br>(ストーカ式) | 二軸せん断粉碎機<br>高速回転式粉碎機 |
| 竣工   | 令和4年度                |                      |

事業期間及び事業費（平成30年8月23日契約金額）

|      | 事業期間              | 事業費          |
|------|-------------------|--------------|
| 施設整備 | 平成30年度～令和3年度（4年）  | 19,032,840千円 |
| 管理運営 | 令和4年度～令和23年度（20年） | 10,500,516千円 |

事業者

|       |               |
|-------|---------------|
| グループ名 | 川崎重工業グループ     |
| 代表企業  | 川崎重工業株式会社中部支社 |



「知多南部広域環境センター」完成イメージ

## (7) 有料化実施状況

家庭系ごみの有料化とは、ごみの排出量に応じた費用負担を求めることによって、ごみ減量に対する経済的な動機付けにより市民のごみに対する意識の向上を図ることを期待するとともに、ごみ処理に係る負担の公平性や財源の確保も目的とした取り組みです。

家庭系収集ごみ有料化の実施率は、全国の市区町村では 63.8%となっており、約 3 分の 2 の自治体を実施しています。愛知県内市町村の実施率は 40.7%です。既に有料化を導入している自治体では、ごみの減量と資源化の推進に大きな効果が報告されています。

知多南部広域環境組合構成市町のうち、すでに有料化を実施している常滑市のほか、武豊町、南知多町及び美浜町は有料化導入に向けた検討を進めています。

表 6 全国市区町村の実施状況（平成 31 年 4 月現在）

| 区分 | 総数    | 実施団体数 | 実施率   |
|----|-------|-------|-------|
| 市区 | 815   | 472   | 57.9% |
| 町  | 743   | 518   | 69.7% |
| 村  | 183   | 120   | 65.6% |
| 合計 | 1,741 | 1,110 | 63.8% |

表 7 県内市町村の実施状況（平成 31 年 4 月現在）

| 区分 | 総数 | 実施団体数 | 実施率   |
|----|----|-------|-------|
| 市  | 38 | 15    | 39.5% |
| 町  | 14 | 6     | 42.9% |
| 村  | 2  | 1     | 50.0% |
| 合計 | 54 | 22    | 40.7% |

表 8 近隣市町の有料化の状況（平成 31 年 4 月現在）

| 市町名                                                   |                      |          | 家庭系収集ごみの有料化                                                                      | 施設搬入料金                                            |
|-------------------------------------------------------|----------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 知多南部<br>広域環境組合<br>構成市町<br><br>(R4.4 から<br>新施設を<br>予定) | 半田市                  |          | なし                                                                               | 家庭系：無料<br>事業系：150 円/10 kg                         |
|                                                       | 常武<br>クリーン<br>センター   | 常滑市      | 平成 24 年 10 月～<br>対象：可燃ごみ<br>450:50 円/枚<br>300:30 円/枚<br>200:20 円/枚<br>100:10 円/枚 | 家庭系：100 円/10 kg<br>事業系：160 円/10 kg                |
|                                                       |                      | 武豊町 (※)  | なし                                                                               |                                                   |
|                                                       | 知多南部<br>クリーン<br>センター | 南知多町 (※) | なし                                                                               | 家庭系：無料<br>事業系：160 円/10 kg                         |
|                                                       |                      | 美浜町 (※)  | なし                                                                               |                                                   |
| 西知多医療厚生組合<br>構成市町<br>(R6.4 から<br>新施設を予定)              |                      | 東海市      | 平成 7 年 12 月～<br>対象：可燃ごみ・不燃ごみ<br>指定袋を一定枚数無料配布<br>足りなくなった場合購入<br>(1 枚 110 円)       | 家庭系：108 円/10 kg<br>指定袋を使用すれば無料<br>事業系：162 円/10 kg |
|                                                       |                      | 知多市      | 平成 29 年 4 月～<br>対象：可燃ごみ・不燃ごみ<br>450:50 円/枚<br>300:30 円/枚<br>200:20 円/枚           | 家庭系：84 円/10 kg<br>事業系：154 円/10 kg                 |
| 東部知多衛生組合<br>構成市町<br>(H31.4 から<br>新施設が稼働)              |                      | 大府市      | なし                                                                               | 家庭系：200 円/10 kg<br>事業系：200 円/10 kg                |
|                                                       |                      | 豊明市      |                                                                                  |                                                   |
|                                                       |                      | 阿久比町     |                                                                                  |                                                   |
|                                                       |                      | 東浦町      | 平成 31 年 4 月～<br>対象：可燃ごみ<br>450:45 円/枚<br>300:30 円/枚<br>200:20 円/枚                |                                                   |

(※) 武豊町・美浜町・南知多町については、有料化導入に向けて検討中。

## 2. 家庭系ごみ有料化導入の目的と期待される効果

### (1) ごみの減量と資源化の推進

#### ごみを減量し、資源化率を向上させます

ごみ処理手数料を負担することにより、ごみに対する関心が高まり、ごみ処理の流れや費用、分別の必要性への理解が促進されます。その上で、市民一人ひとりにごみをなるべく出さないようにする意識が生まれ、ごみの減量や資源化が推進されます。

### (2) 負担の公平性の確保

#### ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保します

ごみ処理事業を全て税金でまかなっている現状では、市民の皆さまがごみをたくさん出した場合も、減量に努力した場合も、ごみ処理費用の変化を感じることはありません。しかし、ごみ排出量に応じた費用負担を行うことで、ごみを減らせば負担が軽減されることが実感されます。

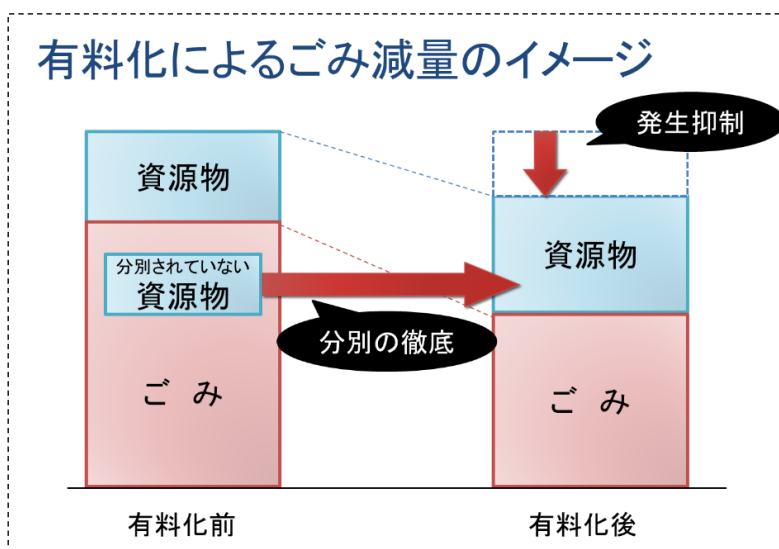
家庭系ごみ有料化により、ごみをたくさん出す人の負担は大きく、減量に努める人の負担を小さくすることで、負担の実質的公平性を確保し、さらにごみの減量や分別・資源化に取り組む意欲の向上を図ります。

### (3) 財政負担の軽減

#### ごみ処理経費を削減し、将来の負担を軽減します

令和4年4月から稼働する新たなごみ処理施設「知多南部広域環境センター」の運営費用は、構成市町がごみ量に応じて負担することになっているため、有料化により半田市の家庭から排出されるごみの量が減った場合には、本市の負担金を削減することができます。

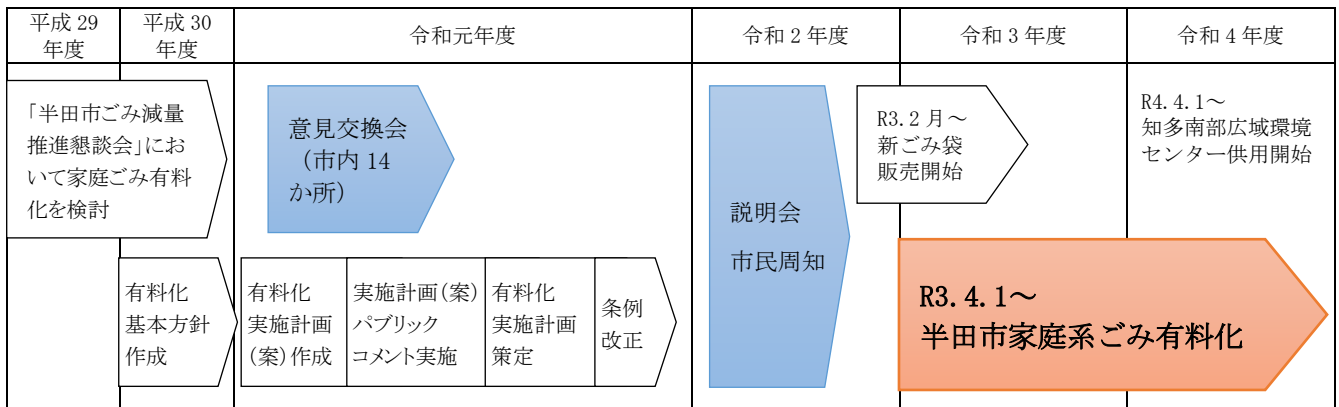
また、ごみ減量により焼却施設や設備への負担が軽減され安定的なごみ処理が可能になることや、限りある最終処分場の延命化も図ることができ、将来世代の経済的な負担の軽減とともに、環境負荷の低減や地球温暖化防止にもつながります。



### 3. 家庭系ごみ有料化の制度内容

#### (1) 実施時期

令和3年(2021年)4月1日から実施する予定です。



#### (2) 有料化の対象

市内ごみステーションで定期収集している家庭系ごみのうち「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」、半田市クリーンセンターへ搬入される家庭系ごみのうち「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「粗大ごみ」を有料化の対象とします。

なお、資源分別の徹底を図るため、ごみステーションで定期収集している資源類(ペットボトル、紙製容器包装・その他紙類、プラスチック製容器包装)については、従来どおりの指定袋制とし、有料化の対象としません。また、半田市クリーンセンターへ搬入される市内一般家庭から排出された資源類については、搬入手数料は無料とします。

#### ◎ごみステーションに排出されるごみ

| 区分           | 現在                    | 有料化後                   |
|--------------|-----------------------|------------------------|
| 燃やせるごみ       | 指定ごみ袋<br>(手数料上乗せなし)   | 【新】指定ごみ袋<br>(手数料上乗せあり) |
| 燃やせないごみ      | 袋指定なし                 | 【新】指定ごみ袋<br>(手数料上乗せあり) |
| 紙製容器包装・その他紙類 | 指定資源回収袋<br>(手数料上乗せなし) | 指定資源回収袋<br>(手数料上乗せなし)  |
| プラスチック製容器包装  |                       |                        |
| ペットボトル       |                       |                        |
| 発火性危険ごみ      | 袋指定なし                 | 袋指定なし                  |

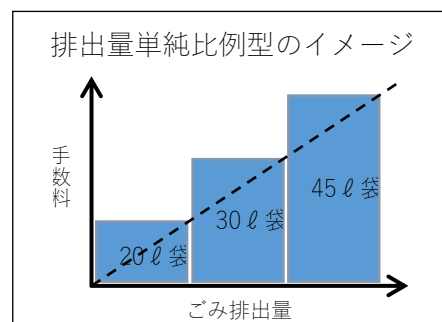
#### ◎クリーンセンターに直接搬入されるごみ処理手数料

| 区分                                                                                                             | 現在  | 有料化後               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 燃やせるごみ                                                                                                         | 無 料 | 有 料<br>(搬入時に手数料徴収) |
| 燃やせないごみ                                                                                                        |     |                    |
| 粗大ごみ                                                                                                           |     |                    |
| 資源物(アルミ缶、スチール缶、空きびん、紙パック、新聞、雑誌、ダンボール、古着、小型家電、刈草・剪定枝、紙製容器包装・その他紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、羽毛布団)、発火性危険ごみ、蛍光管、乾電池 | 無 料 | 無 料                |

### （３）手数料負担の仕組み

#### ア．手数料の賦課方式

有料化の主な目的は「ごみの減量と資源化の推進」であることから、市民にとって分かりやすく、最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する「**排出量単純比例型**」とします。



#### イ．手数料の徴収・納入方法

市民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果が実感しやすく、負担の公平性が確保される徴収方法が必要です。そのため、ごみ収集場所で定期収集している家庭系ごみについては、手数料額を指定ごみ袋の販売価格とする「**指定ごみ袋制**」とします。

また、クリーンセンターに直接搬入される家庭系ごみについては、持ち込んだごみの量に比例した金額をその場で直接徴収する方法とします。

### （４）手数料の設定

#### ア．家庭系収集ごみ処理手数料

家庭系ごみ処理手数料の設定にあたっては、有料化を導入している他自治体の事例や隣接自治体住民のごみ処理手数料の負担水準を参考に、袋の容量に応じて、ごみ処理費用の3分の1を利用者に負担していただくこととします。

手数料となるごみ袋の販売価格は、表9のとおりです。

表9 家庭系収集ごみ処理手数料（消費税込みの販売価格）

| ごみ袋の容量         | 45 リットル | 30 リットル | 20 リットル |
|----------------|---------|---------|---------|
| ごみ袋 1 枚あたりの手数料 | 50 円    | 30 円    | 20 円    |
| 手数料額（10 枚入／袋）  | 500 円   | 300 円   | 200 円   |

- ※1 指定ごみ袋は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の2種類で、手数料額は同額です。
- ※2 指定ごみ袋等取扱店では、全てのサイズを1袋（10枚入）単位で販売します。
- ※3 指定ごみ袋販売価格は手数料額のため、全ての指定ごみ袋等取扱店で同額です。
- ※4 指定ごみ袋は、イベント等の景品にすることはできません。

#### イ．直接搬入される家庭系ごみ処理手数料

直接クリーンセンターに搬入される家庭系ごみ処理の手数料額は、収集ごみの処理手数料額を基準として、10キログラムあたり100円（税込）とします。

なお、直接搬入の際に、新しい指定ごみ袋を使用すると手数料の二重払いになるため、直接搬入する場合には、新しい指定ごみ袋を使用しないこととします。

表10 施設に直接搬入される家庭系ごみ処理手数料

| 区分          | 単位          | 手数料額（税込） |
|-------------|-------------|----------|
| 家庭系ごみ（直接搬入） | 10 キログラムあたり | 100 円    |

# 【参 考】

## 家庭系収集ごみ 1 リットル当たりの処理費用

|              | H27        | H28        | H29        | H27～29 平均         |
|--------------|------------|------------|------------|-------------------|
| 家庭ごみ収集運搬費    | 322,657 千円 | 324,703 千円 | 304,938 千円 | 317,433 千円        |
| 家庭ごみ処理費（収集分） | 521,457 千円 | 480,618 千円 | 474,458 千円 | 492,178 千円        |
| 合 計          | 844,114 千円 | 805,321 千円 | 779,396 千円 | <b>809,610 千円</b> |
| 収集ごみ量（可燃）    | 20,895 トン  | 20,586 トン  | 20,558 トン  | 20,680 トン         |
| 収集ごみ量（不燃）    | 2,390 トン   | 2,250 トン   | 2,116 トン   | 2,252 トン          |
| 合 計          | 23,285 トン  | 22,836 トン  | 22,674 トン  | <b>22,932 トン</b>  |

家庭系収集ごみ：3 か年平均 22,932 トン（可燃ごみ 20,680 トン 不燃ごみ 2,252 トン）

家庭系収集ごみ処理費用：3 か年平均 809,610 千円

1 kg 当たりのごみ処理費用：809,610 千円 ÷ 22,932,000 kg ≒ 35.3 円

1 ℓ = 0.1 kg として換算すると 35.3 円 × 0.1 = 3.53 円/ℓ

## ごみ袋の容量に対する処理費用

|                |                |             |             |
|----------------|----------------|-------------|-------------|
| ごみ袋の容量         | 45 リットル        | 30 リットル     | 20 リットル     |
| ごみ処理経費         | 158.9 円/枚      | 105.9 円/枚   | 70.6 円/枚    |
| 市民負担（手数料は 1/3） | 50（52.9）円/枚    | 30（35.3）円/枚 | 20（23.5）円/枚 |
| 有料化後の販売価格      | 500 円/10 枚     | 300 円/10 枚  | 200 円/10 枚  |
| 半田市のごみ処理経費     | 35.3 円/kg（10ℓ） |             |             |

## 搬入ごみに係る手数料額

|                |                |
|----------------|----------------|
| ごみ量の基準         | 1 kg           |
| ごみ処理経費         | 35.3 円/1 kg    |
| 市民負担（手数料は 1/3） | 10（11.8）円/1 kg |
| 有料化後の手数料額      | 100 円/10 kg    |

## 一世帯あたり年間の手数料負担額の試算

| 区分 | ① 現行の指定ごみ袋の購入費<br>（1 枚 15 円）    | ② 家庭系ごみ有料化実施後の手数料負担額<br>（前頁の販売価格） | 負担増額<br>②－①               |
|----|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 可燃 | 45ℓ 袋 104 枚 × @15 円<br>=1,560 円 | 45ℓ 袋 104 枚 × @50 円<br>=5,200 円   | 5,720 円<br><u>4,160 円</u> |
| 不燃 | 指定袋なし                           | 20ℓ 袋 26 枚 × @20 円=520 円          |                           |

※ 1 世帯（平均人数 2.4 人）あたりの年間ごみ量を可燃 406 kg・不燃 42 kg として、45ℓ の可燃ごみ袋を 104 枚（毎週 2 回排出）・20ℓ の不燃ごみ袋を 26 枚（毎月 2 回排出）使用と想定

## (5) 新しい指定ごみ袋

### ア. 新しい指定ごみ袋の種類・形状

有料化の実施に伴い、現在の指定ごみ袋（黄色）は廃止し、新しい指定ごみ袋を販売します。新しい指定ごみ袋の色、容量、形状や厚さについては、市民アンケートを実施する等、ご意見をお聞きして決定してまいります。

表 11 指定ごみ袋・指定資源袋の変更点

| 区分                           | 現在                 |          |           | 有料化後                  |          |
|------------------------------|--------------------|----------|-----------|-----------------------|----------|
| 燃やせるごみ                       | 指定ごみ袋<br>(黄色)      | 大 (45ℓ)  | 変更<br>➡   | 【新】指定ごみ袋<br>(燃やせるごみ)  | 大 (45ℓ)  |
|                              |                    | 小 (30ℓ)  |           |                       | 小 (30ℓ)  |
|                              |                    | 特小 (20ℓ) |           |                       | 特小 (20ℓ) |
| 燃やせないごみ                      | 指定袋なし              |          | 変更<br>➡   | 【新】指定ごみ袋<br>(燃やせないごみ) | 大 (45ℓ)  |
|                              |                    |          |           |                       | 小 (30ℓ)  |
|                              |                    |          |           |                       | 特小 (20ℓ) |
| ペットボトル<br>紙製容器包装等<br>プラ製容器包装 | 指定資源<br>回収袋<br>(白) | 大 (45ℓ)  | 変更なし<br>➡ | 指定資源回収袋<br>(白)        | 大 (45ℓ)  |
|                              |                    | 小 (30ℓ)  |           |                       | 小 (30ℓ)  |
|                              |                    | 特小 (20ℓ) |           |                       | 特小 (20ℓ) |

### イ. 指定ごみ袋の販売方法

指定ごみ袋制による手数料徴収は、「市民が指定ごみ袋を指定ごみ袋等取扱店で購入すること」が「手数料を納めること」になり、指定ごみ袋等取扱店を通じて市に手数料が納入されるものです。新しい指定ごみ袋の販売は、令和3年2月からを予定しています。

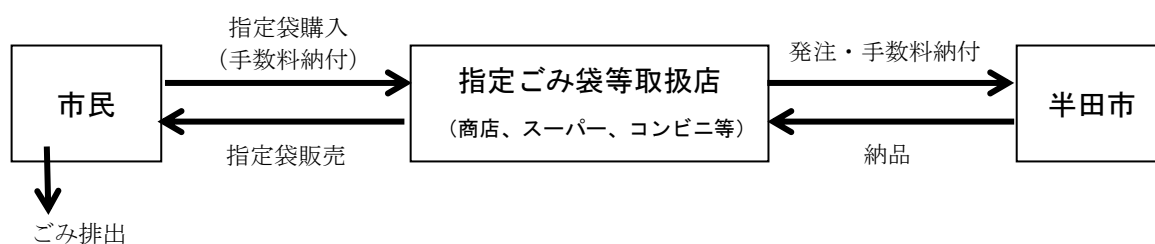


図 4 指定ごみ袋の販売方法

## （６）手数料の免除

減らそうとしても減らすことのできない乳幼児や高齢者等の「紙おむつ」や、地域環境保全のため「ボランティア清掃ごみ（地域清掃ごみ）」を有料化の対象外とします。

また、自治区やコミュニティが主催する各種行事や地域の祭礼で発生するごみについては、事業系一般廃棄物の取り扱いとなりますが、地域振興や観光振興の推進のため、事前申請により有料化の対象外とします。

表 12 手数料の免除対象と排出方法

| 区分                                                                          | 排出方法                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 紙おむつ                                                                        | 透明又は半透明の袋に、紙おむつのみを入れ、袋にマジック等で「紙おむつ」と記載して、ごみステーションに出してください。                       |
| <b>ボランティア清掃ごみ</b><br>※公共施設アダプトプログラム（はんだクリーンボランティア）登録者に限ります。<br>※家庭ごみは対象外です。 | 事前に市民協働課で受け取った透明袋でごみステーションに出すことができます。<br>また、搬入許可書を呈示することにより、搬入された場合も手数料が免除となります。 |
| <b>地域行事ごみ</b><br>※自治区又はコミュニティ主催のものに限ります。                                    | 事前に減免申請し、搬入手続きを行ってください。（ごみステーションには排出できません。）                                      |
| <b>地域祭礼ごみ</b>                                                               |                                                                                  |
| <b>災害ごみ・火事ごみ</b>                                                            | 事前に減免申請（※り災証明書が必要です）し、搬入手続きを行ってください。                                             |



## （７）手数料収入の使途

家庭系ごみ有料化に伴う手数料の収入は、ごみ袋の製造及び流通などの制度運用費用に充当する他、ごみ処理と資源化に要する費用やごみ減量に関する施策の財源の一部として活用します。

## （８）現在の指定ごみ袋の取扱い

有料化の開始以降は、現在の指定ごみ袋（旧ごみ袋）でごみステーションに排出されても収集できません。有料化の開始後に残ってしまった旧ごみ袋は、直接搬入時に一般の袋として使用することは可能（※別途搬入ごみ処理手数料が必要）ですが、用途が限定されることを考慮し、一定の交換期間を設け、旧ごみ袋の販売価格を参考に、新しいごみ袋と概ね等価で交換を行います。

ごみ袋の交換は、半田市クリーンセンターで実施します。交換期間等詳細については、改めて市報等でお知らせします。

表 13 新旧ごみ袋の交換比率

| ごみ袋容量        | 新旧区分 | 旧ごみ袋の枚数 | 新しいごみ袋の枚数 |
|--------------|------|---------|-----------|
| (大) 45 リットル  |      | 10 枚    | 3 枚       |
| (小) 30 リットル  |      | 10 枚    | 3 枚       |
| (特小) 20 リットル |      | 10 枚    | 3 枚       |

※１ 未使用のものに限ります。（外袋の開封不可。）

※２ 異なる大きさの袋への交換はできません。

※３ 新しいごみ袋は、「燃やせるごみ」又は「燃やせないごみ」のどちらかを選択できます。

### 現在の指定ごみ袋



有料化後（令和３年４月以降）は、ご利用いただけませんので、計画的にご購入ください。

未開封のものについては、交換期間を設け、新しい指定ごみ袋に交換いただけます。

### 現在の指定資源回収袋



有料化による変更はありません。  
有料化後もご利用いただけます。

#### 4. 円滑な実施に向けた取り組み

##### (1) 市民への周知啓発の徹底

家庭系ごみ有料化の導入を円滑に進めるためには、有料化の目的や仕組み等に対する市民の理解、有料化及び廃棄物行政に対する市民の協力が不可欠です。そのため、市民説明会の開催、市報や市ホームページ等を活用した情報提供等により、制度導入の背景や目的について十分に説明して、周知徹底を図ってまいります。

##### ア. 市民説明会の開催

有料化に関する市民説明会を、自治区を基本的な単位として開催します。説明会では制度内容、新しい指定ごみ袋の紹介、ごみ減量の具体的方法、関連施策等を説明していきます。外国人住民が増加していることも考慮し、外国語による説明会も開催してまいります。また、出前講座等、各種団体への説明の機会を設けます。

##### イ. 各種周知啓発

市民説明会の開催には、開催回数や参加人数に限界があり、説明会のみですべての市民に有料化の導入を周知することは困難です。そのため、下記のように広報媒体を積極的に活用した周知に努めます。

###### ①市報や市ホームページ等による情報提供

市報での周知の他、市ホームページやスマートフォンアプリを活用した情報提供を行います。また、新聞やケーブルテレビ等地元メディアを活用した情報提供を行っていきます。

###### ②制度内容やごみの出し方等の情報を記載したパンフレットの作成

制度の内容やごみと資源の分別方法等について分かりやすく記載したパンフレットを作成・配布します。

###### ③公共施設や小売店等へのポスター掲示、チラシの配布

公共施設や小売店等へのポスター掲示、チラシの配布による制度の周知を行います。

###### ④ごみステーションへの掲示、回覧板の利用

ごみステーションへの掲示や地区回覧板を活用した制度の周知を行います。

##### ウ. 多世代への意識啓発、情報提供、環境教育の推進

幅広い年齢層に、ごみと資源に関する意識を持ってもらうために、各世代に対応した内容の出前講座を開催するなど、啓発の充実を図ります。

## （２）不法投棄・不適正排出対策

家庭系ごみ有料化の導入により懸念される課題として、不法投棄や不適正排出の増加が考えられます。不法投棄、不適正排出、野焼き等の発生を未然に防ぐための施策を行うとともに、不適正に排出されたごみについては、排出元調査や指導などの対策を実施します。

また、市報や市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレットの配布や有料化導入前の住民説明等、市民への啓発強化を図ります。

### ア．不法投棄への対応

不法投棄については、現状でも発生している問題であり、警告看板の設置等の対策を講じているところです。有料化の導入により不法投棄が増加することのないよう、パトロールの実施や、警察との連携も図りながら、これまで以上に対応を強化していきます。

### イ．不適正排出への対応

指定ごみ袋に入られていない、分別ができていない、あるいは収集日が異なるなどの、不適正に排出されたごみについては、回収できない理由を明示したシールを貼付して取り残す等の対策を徹底するとともに、排出元調査を行い適正排出への指導を積極的に行います。また、分別区分に関する情報について、様々な媒体を用いて周知することで、不適正排出の防止に努めます。

排出ルールが守られないごみステーション等への監視カメラの設置ができるよう、自治区を対象とした監視カメラの貸出制度についても検討してまいります。

## （３）有料化に併せて実施する施策

家庭系ごみの減量化・資源化の拡大を図っていくためには、有料化だけではなく、その導入に併せて、市民のごみ減量行動を促進する他の施策や市民サービスの向上を図る必要があります。手数料収入の一部を活用し、有料化と併せて実施すると効果的な施策を計画的に進めていきます。また、現在すでに実施中の施策についてもより効果が得られるような見直しを実施していきます。

### ア．資源の受入体制の拡充（※令和元年 10 月から実施）

資源の排出機会拡充のために、令和元年 10 月から公共資源回収ステーションを市内 2 か所で開設します。

### イ．刈草・剪定枝等の資源化（※令和元年 10 月から実施）

これまで半田市クリーンセンターに持ち込まれた刈草や剪定枝等は焼却処理してきましたが、これらは重量があり減量効果が高い品目です。ごみ量の少ない自治体の取組を参考に、本市においても、令和元年 10 月からクリーンセンターに持ち込まれた刈草・剪定枝の堆肥化やチップ化等の資源化に取り組みます。

### ウ．資源回収品目の拡大

資源化の推進を図るため、資源回収品目を拡大します。新たな資源回収品目として、金属類や飲料用以外の缶類等を検討しており、資源の受入れ及び処理体制が整い次第、実施してまいります。

#### (4) 評価と見直し

効果ある有料化の実施を図るため、有料化の実施状況やその効果について、毎年ごみ減量推進懇談会に報告するとともに、市民に公表してまいります。また、「半田市一般廃棄物処理基本計画」の見直しと併せて、概ね5年に1回の頻度で制度の評価及び見直しについて検討します。

### 5. 事業系ごみの減量に向けた取り組み

#### (1) 事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系ごみとは、事業所から事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物以外の一般廃棄物をいいます。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められており、市において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の手数料を徴収することが望ましいとされています。

半田市では現在、事業系ごみ処理手数料を「半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例」で10キログラムにつき150円と定めています。

家庭系ごみと同様に事業系ごみもごみ減量と資源化に取り組む必要があること、また家庭系ごみ有料化に伴う市民負担も考慮すると、事業系ごみ処理手数料を実際の処理費用に応じて改定する必要があります。半田市の事業系ごみの処理費用が10キログラムあたり200円前後で推移していることから、事業系ごみ処理手数料を10キログラムにつき200円に改定します。時期については、家庭系ごみ有料化と併せて、令和3年(2021年)4月から改定する予定です。

表 14 事業系一般廃棄物処理手数料

| 区分           | 単位         | 手数料額(税込) |
|--------------|------------|----------|
| 事業系ごみ(一般廃棄物) | 10キログラムあたり | 200円     |

#### (2) 事業系ごみ減量に向けた取り組み

事業系ごみ処理手数料の改定に併せて、事業所から排出されるごみの減量化・資源化の取り組みを促進する施策を実施します。

表 15 事業系ごみ減量施策

| 減量化・資源化施策        | 施策内容                                                                             |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 事業系ごみ減量啓発事業      | 事業系ごみの適正処理と減量に関するパンフレットを作成し、市内事業所に対して周知します。また市ホームページに事業系ごみ減量についての情報を掲載します。       |
| 事業系ごみ搬入物展開検査     | 事業系ごみの搬入時に搬入物展開検査を実施し、収集運搬許可業者や排出事業者に対して適正処理と資源化推進に関する指導・助言を行います。                |
| 事業系ごみ減量化計画書の提出要請 | 事業者向けの減量、分別計画の様式を作成し、大規模事業者を中心に「事業系ごみ減量化計画書」の提出を要請し、事業者による自主的な減量、資源化の取り組みを推進します。 |